

うるま市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

1 業務委託名

うるま市地域包括支援センター運営業務委託

2 目的

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中心的な役割を担う中核機関として地域包括支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

3 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

4 担当地区(日常生活圏域)

センターは、市が指定する日常生活圏域内に1カ所設置するものとする。

なお、担当圏域を超えて事業が必要な場合は、他の担当圏域のセンターと相互に連携を図りながら事業に取り組むものとする。

【うるま市日常生活圏域】

NO	担当圏域	担当地域
1	石川	曙・南栄・城北・中央・松島・宮前・東山・旭・港・伊波・嘉手苅・山城
2	具志川北	天願・昆布・栄野比・川崎・みどり町 1～2・みどり町 3～4・みどり町 5～6・石川前原・東恩納・美原
3	具志川東	具志川・田場・赤野・宇堅・上江洲・大田・川田
4	具志川西	安慶名・平良川・西原・上平良川・兼箇段・米原・喜仲
5	具志川南	赤道・江洲・宮里・塩屋・豊原・高江洲・前原・志林川・新赤道
6	与勝西	南風原・平安名・内間・平敷屋・津堅・与那城西原
7	与勝東	浜・比嘉・照間・与那城・饒辺・屋慶名・平安座・桃原・上原・宮城・池味・伊計



I. 運営等(基本事項)について

1 職員の配置

介護保険法施行規則(平成11年省令第36号。以下「規則」という。)第 140 条の 66 及びうるま市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)の規定に基づき、次の各号を堅持しつつ適正な人員配置を行うものとする。

(1) 三職種(常勤専従)

三職種は、地域包括支援センターの設置運営について(老老発第 1018001 号)に基づき、各職種に1名配置するものとする。

① 保健師その他これに準ずる者

「保健師に準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士その他これに準ずる者

「社会福祉士に準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成 18 年6月15日老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年4月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を終了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した機関が通算5年以上である者

(2) 介護予防ケアマネジメント作成担当者(1名:非常勤専従)

専門三職種の業務負担緩和のため、介護予防ケアマネジメント作成専従の介護支援専門員等を配置するものとする。人員要件については、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかとする。

(3) 事務員(1名:非常勤兼務可 ※法人業務との兼任は不可)

センターの業務内容で、事務処理に従事する職員を配置する。

包括的支援事業に係る職員の配置は以下のとおり

担当地区	石川	具志川 北	具志川 東	具志川 西	具志川 南	与勝西	与勝東
三職種	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人
介護予防ケア マネジメント 作成担当者	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
事務員	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(4) 管理責任者(以下「センター長」という。):兼務可

センターには、センター長を配置するものとする。なお、センター長は三職種のいずれかの職種の職員が兼務するものとし、職種指定は行わない。また、人事異動や離職等によりセンター長を置くことが困難な場合(不在期間含む。)は、三職種又は法人等から代理を置くことができ

るものとする。

(5) 「指定介護予防支援事業」に係る介護支援専門員の適正な人員配置(※受託者負担)

担当地区における介護予防サービス計画書等の作成業務において、適正な人員数を配置すること。(1名以上)

人員要件については、「うるま市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第29号)」を参照すること。

(6) 認知症地域支援推進員(1名:常勤専従)

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族に対して、効果的な支援が行われる体制の構築を目的に配置する。人員要件については、以下のいずれかを満たした者であること。

ア 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員(厚生労働省全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 平成29年3月10日に基づく)

イ ア以外で認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する者として市が認めた者(例:認知症介護指導者養成研修修了者等)

(7) 介護予防推進員(1名:常勤専従)

閉じこもり等何らかの支援を要する者を介護予防活動につなげる仕組みづくりを構築し、高齢者の生活実態を把握しながら、介護予防の正しい知識の普及啓発、介護予防への動機付け、介護状態の悪化防止を図り、また家族が心身の健康を保ち、社会とのつながりを維持できるよう必要な支援を講じることを目的に配置する。人員要件については、三職種と同様とする。

ただし、専門三職種の人員を満たしている場合に限り、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士の資格を有する職員の配置を可能とする。

2 準備期間の体制整備

受託者においては、令和9年4月1日から円滑に業務開始できる体制を整えるため、契約締結日から令和9年3月31日の準備期間内に現行の地区を担当するセンターから業務の引継ぎを行うものとする。

(留意事項)

・受託法人が変更となる場合、変更前の受託法人は地域包括支援センターが担う役割及び業務の重要性を鑑み、業務引継ぎについて誠意をもって協力するものとし、変更後の受託法人が令和 9 年 4 月 1 日から滞ることなく円滑に業務がすすめられるよう引継ぎを行う。

・センターは、高齢者等との密接なつながりを持ちながら高齢者やその家族等を支えている重要な施設であるため、受託法人が変更となる場合は、高齢者や地域住民、関係機関等に対して、変更後の設置場所、業務の引継ぎ等について十分な説明を行い、理解を得られるように最大限の配慮を行う。

・準備期間の体制整備にかかる費用は、委託料に含まれないため全て受託者の負担とする。

3 委託料の請求・支払

(1) 概算払い

委託料のうち、包括的支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、介護予防把握事業については、年度当初の事業計画に基づいた受託者からの請求により概算払い(年 3 回払い:支払の時期及び金額等については契約書にて定める。)とする。なお、年度の業務終了後、本市が指定する期日までに実績報告書を提出し、本市の検査を受けるものとする。また、(3)委託料の返還に該当する職員未配置期間があった場合は、減額分の委託料は返還すること。

(2) 実績払い(単価契約部分)

(1)以外の委託料(介護予防普及啓発事業、家族介護支援事業)については、受託者からの請求により年間 3 回の実績払いとする。

(3) 委託料の減額

人員の配置について、次に該当した場合は、委託料を減額するものとする。

(職員の未配置に伴う減額)

退職、異動、休暇(病気休暇、産前産後休暇、育児休暇、その他の休暇)等により職員の未配置期間が生じた場合、人件費を次のとおり減額する。

・欠員期間の初日が属する月の 4 月目の1日(欠員期間の初日が1日の場合は、欠員期間の初日が属する月の翌月1日)を返還基準日として、返還基準日以降に毎月の月末時点で配置できない場合は、委託料の人件費から月単位で減額するものとする。

例) Aさんが5/31付で退職し、Bさんを11/10付けで採用した場合

欠員期間:6/1~11/9 返還基準日:9/1となり、返還対象月を9月分と10月とする。

なお、欠員期間の初日から返還基準日の前日までの期間については、職員募集や法人内の配置換え等により人員確保に努める期間(以下「人員確保期間」という。)とし、返還を求めません。ただし、同一の受託法人で前年度から欠員期間が続いている場合は、当該欠員に係る人員確保期間及び返還基準日は、引き継ぐものとする。

(4) 会計処理

センターの運営では、各業務(包括的支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、家族介護支援事業、指定介護予防支援事業(報酬))ごとに係る会計は、明確に区分し経費に関する帳簿類等を整備すること。

4 地域包括支援センターの業務時間等

(1) 業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 窓口の開設日は月曜日から金曜日とする。

(3) 休業日は、原則次のとおりとする。

① 日曜日及び土曜日

② 慰霊の日(6月23日)

③ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

④ 12月29日から1月3日(1月1日を除く。)

(4) 緊急時対応

休日・夜間等の緊急時対応として、電話の転送や取次等により24時間対応が可能な連絡体制を確保すること。

5 事務所及び設備等

(1) 事務所は担当地区内に設置し、高齢者及び利用者に配慮したわかりやすい場所に設置すること。

(2) 入口周辺も含め、高齢者に配慮した設備を有すること。

(3) 受付カウンターを設置すること。

(4) 事務室内には、職員分の事務机・椅子を確保し、プリンターやファクシミリ、電話機を設置すること。

(5) 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。相談室及び会議室は、簡易に異動できるパーテーションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。また、相談室及び会議室は必ずしも別の部屋である必要はない。

(6) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。

(7) 専用の電話番号・FAX番号・Emailアドレスを取得すること。

(8) 「地域包括支援センター」を表示した看板を1つ設置し、地域住民に周知すること。

(9) 職員が専用で利用する車両を1台以上確保し、地域包括支援センターの名称を掲げること。

(10) 来訪者専用の駐車スペースを確保すること。

(11) 三職種、認知症地域支援推進員、介護予防推進員が、個別支援記録に関する入力を行う「地域包括支援センター業務管理システム」を本市から貸与するため、使用するパソコン

の配置スペースで電源確保等の環境整備について本市と調整すること。

(12) 設備等に係る契約について、本市は一切関与しない。

(13) センターの移転がある場合は、速やかに本市へ相談すること。なお、移転費用については受託者が負担する。

6 職務姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続するための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行すること。

センター長は、職員教育を徹底するとともに感染予防対策にも留意し、法人と連携しながら必要な措置を講じること。

7 きめ細やかな相談支援・記録の実施

センターには、高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられる。これらの相談に対して、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施すること。また、継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について適切に記録する。

8 市との連携

センターは、本市と密接な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施すること。

9 地域との連携

地域ケア会議、介護予防教室等を通じて、地域住民や関係機関、高齢者や事業者等との意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこと。

10 法令の遵守

センターの運営にあたっては、関係法令の遵守を徹底すること。

11 個人情報の保護・秘密の保持

センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることとなるため、情報管理は万全に期すること。

また、業務の実施に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。センターが有する高齢者等の個人情報については、うるま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務に関係なく使用したり、不特定多数の者に漏れることのないよう情報管理を徹底する。

12 苦情対応

センターに関する苦情の対応では、責任者及びその連絡先を明らかにし、誠実に対応すること。また、苦情対応に係る記録は、時系列に経過及び対応を記録するとともに、必要に応じてすみやかに本市に報告し、指示を仰ぐなど迅速かつ適切に対応すること。

13 緊急時の対応

業務の提供中に利用者の体調が急変した場合等は、速やかに救急搬送及び主治医への連絡を取るなど必要な措置を講じること。また、夜間等の緊急相談に備え、医療機関及びその他関係機関との連携に努めること。

14 公平・中立性

受託者は、センターの運営にあたり正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

15 その他

事業に関しては、「地域支援事業の実施について(老発第 0609001 号)」「地域包括支援センター設置運営について(老計発第 1018001 号)」等の厚生労働省通知に則って実施すること。

Ⅱ. 業務内容について

【業務に関する原則】

- (1) センターの業務は、国が定める「地域支援事業実施要綱」に基づき、かつ、一般社団法人長寿社会開発センター作成の「地域包括支援センター運営マニュアル」(改定時は最新のものを参考とする。)及び当該仕様書に従い実施すること。
- (2) センターの業務では、所属する職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施すること。
- (3) センターの業務は、本市が毎年度示す「うるま市地域包括支援センター事業運営方針」に基づき、事業計画を策定し提出するとともに、事業計画に基づいた業務の遂行に努めること。
- (4) センターの業務では、事業計画の進捗管理を行うほか、改善等について職員間で共有すること。また、市が進捗状況又は報告内容の説明を求めた場合、ヒヤリング等に応じること。
- (5) 関係法令の改正、介護予防・日常生活支援総合事業の実施等、業務内容に変更が生じる場合は、本市と別途協議すること。

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務(法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号)

ア 地域におけるネットワークの構築

高齢者及びその家族等(以下「高齢者等」という。)らの相談を受け、高齢者等に対し適切な支援を行うため、保健・医療・福祉を始めとする様々な関係者及び関係機関とのネットワークの構築を図ること。またネットワークの構築のため、関係機関・組織の会議・行事等へ積極的に出席するとともに、地域の社会資源やニーズの把握に努めること。

イ 高齢者等の実態把握

総合相談支援業務を適切に行うため、地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者等への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者等の実態を把握すること。また、介護を行う家族に対しては相談支援を実施し、複合的な課題を抱える世帯には、その課題の把握に努めながら、他の相談支援を実施する機関と連携を図ること。

ウ 総合相談支援

次に掲げる各号により総合相談支援を行い、地域において安心できる中核機関としての役割を果たせるよう努めること。

- ① 高齢者等及び関係者等からの電話、面接、訪問等による保健・医療・福祉に関する各種の相談に対し、的確な状況把握等を行い、相談に応じた適切なサービス又は制度に関する情報提供や関係機関の紹介等を行うこと。また、介護予防・日常生活支援総合事業が必要と判断した場合は、基本チェックリストを実施すること。
- ② 継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、訪問及び対象者に関わる様々な関係者からより詳細な情報収集を行い、三職種会議等で対象者に関する課題や支援を明確にしながら適切なサービスや制度を検討していくこと。また、対象者や当該関係機関から定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。

エ 家族を介護する者に対する相談支援の留意点

地域における高齢者の在宅生活を支えるには、介護を行う家族に対する支援も重要となるため、相談支援、介護に関する「情報や知識・技術の提供、家族介護同士の交流の場の確保、家族介護者に関する周囲の理解促進など家族介護支援事業と連携して支援を行うこと。

オ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

センターは、複合化・複雑化した課題を抱える個人・世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談等を通じて自ら解決のため支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合は、必要に応じて重層的支援体制整備事業による多機関協働事業を実施する機関につなぐこと。(社会福祉法第 106 条の 2)

(2) 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進

権利擁護を必要とする高齢者に対しては、日常生活自立支援事業、成年後見制度等のサービスや制度を活用し、地域における尊厳ある生活の維持、安心して生活を行うことができるよう支援を行うこと。成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、申立ての支援を実施し、申立てを行える親族がいない場合等は、本市の担当部署に状況を報告し、市長申立てにつなげること。

イ 老人福祉施設等への措置支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、本市に当該高齢者の状況等を報告すること。措置解除後、継続支援の必要がある場合には、本市と支援方法の検討を行うこと。

ウ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)等に基づき、高齢者及び高齢者の養護者に対して、高齢者虐待に関する相談、指導、助言、通報及び届出の受理その他必要な措置等を行うこと。また、本市と連携協力する者とその対応について協議(個別事例検討会の開催)するほか、本市が開催する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」等へ出席すること。

なお、具体的な虐待への対応方法等については、「うるま市高齢者虐待防止マニュアル」及び「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月厚生労働省 老健局)に従うものとする。また、虐待を把握した場合には、速やかに本市に状況等を報告し、必要に応じて連携し、適切かつ迅速な対応をとること。

エ 困難事例への対応

複合的な課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等の困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を講じるとともに、関係機関(地域・行政・福祉団体等)との連携により重層的な支援体制の構築に努めること。

オ 消費者被害の防止

訪問販売による消費者被害を未然に防止するため、消費者センターや関係団体等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行なうこと。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第115条の45第2項第3号)

ア 包括的・継続的なケアマネジメント支援体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援すること。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備すること。

イ 介護支援専門員への日常的個別指導・相談等

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施に関し、介護支援専門員に対する相談窓口の設置、居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地から個別指導、相談への対応を行うこと。また、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、必要に応じて、センターの各種専門職や関係機関、市と連携のうえ、事例検討会や研修会の開催、制度や施策に関する情報提供等を行うこと。

ウ 支援困難事例等への指導・助言業務

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、支援センターの各専門職種や地域の関係者及び関係機関との連携のもとで、具体的な支援方針を検討し、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じて、個別指導・助言等を効果的に行うこと。

(4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)業務(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、セルフマネジメント力を高め、生活行為の改善を目的とした自立支援型介護予防ケアマネジメントを実施する。

なお、介護予防ケアマネジメント業務に係る主体はセンターであるが、合理的に必要な範囲内で、居宅介護支援事業所への業務を委託することかできる。また、その場合においても、ケアマネジャーに適宜関与し、指導や助言を行い、自立支援型の介護予防ケアマネジメントとなるよう支援する。

介護予防ケアマネジメントの過程

- ① 相談受付
- ② 基本チェックリストの実施、判定
- ③ 介護予防ケアマネジメント依頼書の提出(対象者から保険者へ)
- ④ 介護予防ケアマネジメントの実施(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者介護等)
- ⑤ ケアプラン交付、利用者への説明
- ⑥ モニタリング、評価

ア 介護予防ケアマネジメント業務の具体的な方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知)を参考にすること。

イ 介護予防ケアマネジメント業務の外部委託

介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することも可能である。委託にあたっては、次の事項に留意すること。

- ① 委託できる指定居宅介護支援事業所に関して、うるま市地域包括支援センター運営協

議会に報告すること。

- ② 平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第1号厚生労働省老健局進行課長通知に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。
- ③ 介護予防ケアマネジメント業務に係る責任主体は、センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、サービス調整会議の結果が反映された当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の介護予防ケアマネジメントの方針等を決定すること。

2 地域ケア会議(法第 115 条の 48 第 1 項、第 2 項)

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員、その他の関係者・関係機関・関係団体により構成された地域ケア会議を実施すること。

ア 個別ケア会議

次に掲げる各号を趣旨にセンターが主体となり開催する。会議開催にあたり、個人情報漏えい防止対策を講じるとともに、モニタリング時期を明確にし、解決策や支援効果について適切に評価を行うこと。

- ① 多職種協働による個別課題解決策の検討
- ② 個別課題解決策の検討過程における地域ネットワークの構築
- ③ 個別課題の積み重ねによる地域課題や不足する資源の発見

イ 圏域ケア会議

次に掲げる各号を趣旨にセンターが主体となり開催する。会議開催にあたり、個別ケア会議で発見した地域課題や本市が提供するデータやセンターで収集した情報等を活用により分析した地域課題等を整理し、地域の多様な関係者と共有を図ること。

- ① 地域の関係機関との連携強化
- ② 地域課題を住民と共有し、課題解決に向けた地域づくり
- ③ インフォーマルサービスや地域に必要な社会資源、住民活動等の開発に向けた検討

ウ 自立支援型個別ケア会議

次に掲げる各号を趣旨に市が主催するため、センターは市と協働により実施すること。

- ① 多職種協働による自立支援促進に向けた検討及び評価
- ② 地域の介護支援専門員やセンターのプランナーが自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。

【地域ケア会議運営に当たっての留意点】

◎地域ケア会議では、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり、資源開発機能、施策形成機能の5つの機能を常に意識して実施すること。

◎運営では、地域ケア会議の目的を明確にすること、地域課題・自立支援促進要因を整理・抽出する場を設けること、地域課題への対応のために多様な事業や活動を連動させること。

◎地域ケア会議では、それぞれの地域課題を整理し、ネットワーク構築や社会資源の開発に向けて取り組んだ内容等について適宜市へ報告すること。

3 包括的支援事業(社会保障充実分)

(1) 在宅医療・介護連携推進事業(法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号)に関する業務

ア 総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議等を通じて把握した医療的な課題が存在する困難事例等への対応を本市が別に委託する在宅医療・介護連携相談窓口(中部地区医師会 在宅ゆい丸センター)と連携し対応を推進すること。

イ 本市が主催する在宅医療・介護連携推進会議に参加し、同事業の推進に取り組むとともに、必要に応じ本市と協働による事業参画を図ること。

ウ 在宅医療・介護連携推進事業における多職種連携研修会等に参加し、医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供できるよう、関係機関と連携及び情報の共有を図ること。

エ できる限り本人の希望に沿った治療や介護を行っていくため、高齢者が終末期に受けたい医療と介護について考える機会を作る。人生会議(ACP)普及啓発にかかる取組を在宅医療に係る関係機関と一緒に働きかける。

(2) 認知症総合支援事業(法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号)に関する業務

ア 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を中心に認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務、支援体制の構築、社会参加活動のための体制整備、サポーター養成講座周知等、認知症ケアの向上に取り組むこと。また、本市が作成した認知症ケアパスの普及啓発を行う。

イ 認知症初期集中支援推進事業

高齢者等の実態調査や総合相談支援業務を通じて把握された認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して、認知症初期集中支援チーム員としてアセスメント及び訪問支援を実施し、認知症初期集中チームと連携し、集中的に早期の対応を図ること。

ウ 認知症カフェの実施

認知症が疑われる人、認知症の人、その家族、地域住民に対して、情報交換や交流となる場

を設け認知症についての理解を推進すること。実施場所については、センター内又は担当地区内で適切に実施できる場所とし、公共施設の場合は本市に相談すること。

エ その他

「物忘れ相談会」、「MCI検査」等、支援が必要な高齢者に対して早期介入し適切な支援に結びつけること。

(3) 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)との連携

生活支援・介護予防サービス体制整備に向けて、地域の生活支援コーディネーターと定期的に情報を共有し、第1層及び第2層協議体(地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場)と連携すること。

4 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

閉じこもりや心身機能低下等により何らかの支援を要する高齢者の早期把握に向け、次に掲げる各号により把握し、介護予防活動につなげる。

- ① 総合相談業務での把握
- ② 要介護認定情報による把握(非該当者、サービス未利用認定者)
- ③ 訪問活動を実施している部署との連携による把握
- ④ 医療機関との連携による把握
- ⑤ 民生委員や自治会、地域住民からのネットワークを活用した把握

(2) 介護予防普及啓発事業

住民に介護予防の正しい知識を普及啓発し、介護予防への動機付けとして次に掲げる各号を行う。

- ① 介護予防のための基本的な知識の普及啓発
- ② 創意工夫を凝らした介護予防教室、講演会等の企画開催
- ③ 介護予防教室は、フレイル予防、疾病予防、感染予防、認知症予防、うつ予防等をテーマとし、開催方法や内容を企画すること
- ④ リハビリテーション専門職等と効果的な介護予防を図るプログラムを展開し、セルフマネジメント力を向上させて介護予防習慣が身につくように働きかける
- ⑤ 高齢者の通いの場での介護予防知識の啓発
- ⑥ 百歳体操等のDVDの交付
- ⑦ 厚生労働省作成の介護予防手帳を活用するなどセルフマネジメントを高める普及啓発
- ⑧ 目標値の設定及び本市への進捗状況の報告

5 任意事業

(1) 家族介護支援事業

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加に伴い、老老介護、ダブルケア、8050 問題、ヤングケアラー問題、介護を理由とした離職など家族介護者を取り巻く様々な問題が顕在化していることを踏まえ、介護状態の悪化防止を図るとともに、家族が心身の健康を保ち、社会とのつながりを維持できる必要な支援を講じる。

ア 家族介護教室の開催

要介護被保険者の状態の悪化を防止し、介護者家族の心身負担緩和を趣旨に、適切な介護知識及び技術の習得に向け、教室開催等により指導、助言を行う。

イ 家族介護継続支援事業

家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的に次に掲げる各号に取り組む。

- ① 家族介護者の心身の健康維持及び疾病の早期発見に向けた健康相談
- ② 介護からの一時的に開放するための介護者相互の交流会の開催

6 その他の事業

(1) 認知症サポーター養成事業

認知症バリアフリーの実現に向けて、認知症地域支援推進員及び地域のキャラバンメイトとの連携のもと、認知症の理解促進を目的に次に掲げる各号に対して、認知症サポーター養成講座を開催する。

- ① 地域住民や自治会
- ② 企業及び各種団体
- ③ 学校教育の場(小学生・中学生・高校生等)、次世代を担うこども

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務(法第 115 条の 46 第 7 項)

包括的支援事業を効果的に実施するため、地域の介護サービス事業者、医療機関、自治会民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の各組織と相互のつながりを築き、支援体制を構築すること。

(3) 高齢者福祉サービスの申請受付、実地調査、市への進達

本人による利用申請手続きが困難な者に対して必要な支援を実施すること。

7 指定介護予防支援事業(法第 115 条の 22)

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の

提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行う。

指定介護予防支援事業の実施にあたっては、うるま市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第29号)を遵守するとともに、次の事項に留意すること。

- ア 法第115条の22の規定に基づく市の指定を受けること。また、生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定等について沖縄県知事の指定を受けること。
- イ 事業の適切な運営のため、受託者は必要な人員を配置すること。
- ウ センターの三職種は、包括的支援事業に支障がない範囲内で介護予防ケアマネジメン等を兼務することができるが、速やかに介護予防ケアマネジメント作成担当者及びプランナー、委託の居宅介護支援事業所へつなぐこと。
- エ 事業を指定居宅介護支援事業所に委託することができるが、委託にあたっては、次の事項に留意すること。
 - ① 委託できる指定居宅介護支援事業所に、うるま市地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
 - ② 指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならない。
 - ③ 委託できる指定居宅介護支援事業所は、指定介護予防支援に関する研修を受講する等、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること
 - ④ 指定介護予防支援事業の責任主体は、センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。

Ⅲ. その他

(1) センターの事業計画及び事業評価

本業務委託仕様書及び「うるま市地域包括支援センター事業計画及び事業評価実施要領」に基づき、実施する事業等の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、質の向上や業務負担軽減を含めた業務改善等の推進を図る。

(2) 台風時等の対応

台風時等においては、市との連携・協力のもと、支援が必要な高齢者等の避難誘導、安否確認等を行うこと。また、災害発生時対応マニュアル(指定居宅介護予防支援事業所としての業務継続計画も含む)の作成に努めなければならない。

(3) 提出書類等

次の各号に掲げる書類を提出すること。

- ① 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント実績報告
- ② 地域ケア会議実施報告書(実施一覧表含む)
- ※①～②については、毎月(翌月の15日までに)提出
- ③ うるま市地域包括支援センター事業計画書
- ④ うるま市地域包括支援センター事業報告
- ⑤ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント実績報告(年間)
- ⑥ 収支決算報告書
- ⑦ うるま市地域包括支援センター事業評価
- ※③～⑦については、毎年度1回の提出

(4) 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令により認められている指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント業務は除くものとする。

(5) 協議

この仕様書に定めた事項の見直し又はこの仕様書に定めのない事項を追加する必要があると市が認めた場合は、市と受託者が協議のうえ定める。

